

住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

(宛先)飯塚市長

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)※世帯主が受給権者となります。

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記入してください。

○令和6年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和6年1月1日及び令和6年12月13日時点の住所、住民税均等割の課税状況をご記入ください。
○既に住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を受けた世帯、又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象となりません。令和6年12月13日時点の住所が、現住所と異なる方は、記載された住所地の市町村に支給の有無を確認する場合があります。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	性別	生年月日	令和6年1月1日 及び 令和6年12月13日 時点の住所	異なる場合には それぞれの時点の住所	住民税均等割 課税状況
1	(申請者)	本人		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる R6.12.13時点の住所 □現住所と同一 □異なる		□課税 □非課税 □未申告
2				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる R6.12.13時点の住所 □現住所と同一 □異なる		□課税 □非課税 □未申告
3				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる R6.12.13時点の住所 □現住所と同一 □異なる		□課税 □非課税 □未申告
4				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる R6.12.13時点の住所 □現住所と同一 □異なる		□課税 □非課税 □未申告
5				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる R6.12.13時点の住所 □現住所と同一 □異なる		□課税 □非課税 □未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記入し、振込先口座確認書類を添付してください。

【振込口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口 座 名 義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	支店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳 の見開き左上またはキャッシュカードに記載 された記号・番号 をご記入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座振込が出来ない方は、飯塚市臨時特別給付金対策室コールセンター(電話番号0948-96-8547)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

委任欄【代理申請・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
	上記の者を代理人と認め、臨時特別給付金の申請・受給を委任します。			署名(又は記名押印) 世帯主氏名

印

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(✓)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 飯塚市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年4月30日までに、飯塚市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記入事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類

※提出書類がそろっているか確認して、□にチェック(✓)してください。

☐ 『住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)

※必要事項をご記入ください。

☐ 『申請・請求者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者(世帯主)の運転免許証、資格確認書(健康保険証)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)のうち、いずれか1つをご用意ください。

※代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認書類の写し(コピー)も併せて添付してください。

☐ 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 令和6年度の住民税の課税状況に変更が生じた方は、その事実が確認できる書類の写しを添付してください。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

申請・請求者(世帯主)氏名 ※代理人が申請する場合は代理人氏名

令和 年 月 日